

令和5年度地域包括支援センター事業計画

【基本方針】

ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである

【年間目標】

- ① 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する。
- ② 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する。
- ③ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく。
- ④ 高齢者の介護予防の促進をはかると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する。
- ⑤ 法人の「災害時 BCP マニュアル」「感染症対応マニュアル」などに基づき感染症や災害時に備える体制を整える。

【実践計画】

- ① 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する。
 - ・適切にアセスメントをおこない、利用者の意向・意欲をふまえた主体性のある目標を設定、働きかけをおこない、心身の機能の維持・向上を図る。
 - ・チームで支援をしているという意識を持ち、支援者間での関係構築に努め円滑な連携に努める。
 - ・日頃から主治医と連携し、医師からのアドバイスや意見を取り入れた必要な支援策を検討する。
 - ・専門職として資質向上のための勉強会を定期的で開催する。
 - ・施設外の研修を通して専門性を養いアセスメントを適切におこなえるよう資質の向上に努める。
 - ・相談者との信頼関係を構築し、苦情件数0を目指す。安心して相談できる場を設定、相談内容を的確に把握・分類し、課題を明確にしていく。
- ② 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じてすみやかに成年後見制度につなぐ。

- ・ふれあいのまちづくり協議会などの地域の集まりを活用し、チラシをツールに注意喚起を行う。圏域内の消費者被害については独自でチラシを作成し、被害の内容や相談窓口を知ってもらうため、機を逸さずに地域の方々に情報提供する。
- ・ふれあいのまちづくり協議会や小地域支え合い連絡会において地域の方に高齢者虐待を身近なものとして捉えて貰うために、リーフレット等を活用し気づきを促す。些細なことでも早期にあんしんすこやかセンターへ連絡していただけるよう相談窓口の周知を図る。
- ・圏域内の通所介護事業所、訪問介護事業所に虐待のリーフレットを配布、知識を深め通報窓口としてのあんしんすこやかセンターを知ってもらい早期発見・介入に繋げる。
- ・圏域内の医院へリーフレット「医療関係者の皆様へ」を訪問により配布。センターが高齢者虐待の通報窓口であることを周知してもらう。
- ・日常生活自立支援事業・成年後見制度について小地域支え合い連絡会で講師の先生を招いて民生委員に対し制度内容について説明し、知識を高め地域住民の相談に役立てられるように支援をする。日常生活自立支援事業・成年後見制度が必要な方に対して、関係機関との連携を速やかに行い、制度につなげる。

③ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員のスキルアップや居宅介護支援事業所との関係性の構築に繋がる支援を検討・実践していく。

- ・介護支援専門員からの相談は、円滑な関係性を早期に構築し、自ら解決方法を導き出せるよう後方支援し、積極的に関わっていく。センター内4職種で検討し、センターだけでは解決が難しい事案については、行政をはじめ各関係機関と連携し、解決に向けた支援ができるように進めていく。
- ・圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を中心とした「地域ケアマネジャーの集い」を開催する。介護支援専門員からの相談事例からテーマを抽出、知識の習得できるような内容を検討する。

④ 高齢者の介護予防の促進を図ると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する。

- ・住民同士の集まりの場等、地域での活動状況を把握し、センターで共有する。地域で暮らす高齢者へ介護予防に資する社会資源の情報提供や啓発を行い、介護予防や住民相互で見守り、支え合える地域作りにつなげる。
- ・ふれあいのまちづくり協議会や、民生委員児童委員協議会、自治会等の各団体とこれまでの関係性の継続に努め、新たに生じる地域課題について、必要に応じて話し合いの場をもつ。

- ・R4年度1月より福田ふれあいのまちづくり協議会委員会に参加することとなり、ふれあいのまちづくり協議会内の活動状況を把握するとともに、必要に応じて活動への困りごとを共有し、解決策の話し合いを行なう。
- ・キッズサポーター養成講座に関しては毎年開催している乙木小学校と今年度久しぶりに開催できた福田小学校に継続して開催できるよう働きかける。また、認知症声かけ訓練に関しては、東垂水ふれあいのまちづくり協議会が実施する訓練については後方支援を行い、今年度はじめて実施した福田5丁目自治会は継続できるよう打診していく。
- ・民生委員との個別の相談や小地域支え合い連絡会の開催により連携を図り見守り活動についての意見交換や情報提供を行う。R4年度に一斉改選により委嘱された民生委員とも、気になる対象者の情報共有を行い関係性構築を図る。
- ・法人と地域のパイプ役としての役割を意識し、法人の地域貢献に協力する。

- ⑤ 法人の「災害時BCPマニュアル」「感染症対応マニュアル」や神戸市の指示に基づき感染症や災害時に備える体制を整える。
- ・安否確認システム（LINE）にて職員の被災状況・安否、出勤の可否を確認する。
 - ・地域の介護支援専門員、民生委員などから利用者の被災状況などの情報収集を行う。
 - ・近隣住民や事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施する。

【相談エリア】

<圏域No.3>

青山台、東垂水町（中、西）、塩屋町6丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水1・3丁目、山手8丁目

<圏域No.5>

東垂水2丁目、山手2～7丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、馬場通、瑞穂通、清水通、御霊町、中道2～6丁目、坂上2～5丁目、川原2～4丁目、福田向陽

【令和5年度の予防支援数・介護予防ケアマネジメント数の見込み】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	---	---	---

人数	670	670	670	670	660	650	660	670	660	660	660	670
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【基本姿勢】

- ・神戸市からの委託業務としての意識を持ち、社会常識を守り行動をする
- ・法人の一員としての意識を持ち、運営活動に積極的に参加、協力する
- ・正しく丁寧な言葉遣いを励行し、真摯に対応する
- ・緊急時は他部署との連携を強化する

【経費削減】

- ・正式文書や外部への文書以外は、裏紙を再利用して印刷する
- ・エアコンや照明は、小まめに切るよう心掛ける
- ・最後に退社する職員は、エアコン他電化製品の電源の消し忘れがないかをチェックする